

# ねっとわーくあしや



## ～新規会員事業所のご紹介～

10月28日に開催された理事会で承認されました新規会員の方をご紹介します。

(※敬称略)

企業名・代表者	所在地	業種
居酒屋 集 田中 千利世	芦屋町船頭町 3-17	飲食業
OWL 戸内 雄太	芦屋町船頭町 3-1-2F	飲食業
気まぐれごんちゃん 浅井 和生	芦屋町山鹿 7-28	飲食業
ほむら庵 山村 武司	芦屋町船頭町 4-18	飲食業

## 2022年新春会員親睦名刺交換会 中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、年初の新春名刺交換会の中止が決定いたしましたので、お知らせいたします。

## 税務署からののお知らせ

事業者の方へ

消費税の  
インボイス  
制度

**登録申請  
受付中!**

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。  
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。



登録申請手続は、  
**e-Tax** をご利用ください!!

- 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただく  
と質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な  
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき  
点などを解説します。また、チャット機能を利用  
した質疑応答も行っております。 [説明会サイトへ▶](#)

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで  
受け付けております。

**【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)**  
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホーム  
ページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」を  
ご覧ください。 [特設サイトへ▶](#)



## 芦屋町障がい者差別解消条例について

この条例は、平成28年に施行された障害者差別解消法を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに尊重し合い、支え合いながら暮らせるまちになることを目指して、平成31年3月に制定されました。条例には町の責務のほか、事業所、町民の役割などが定められています。

ひとり一人が障がいへの理解を深め、障がい者差別のないまちをつくりましょう。



### 【不当な差別的取扱いの禁止】

すべての事業者等において、障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限をつけたり、条件をつけたりするような行為が禁止されています。

### 【合理的配慮の提供】

令和3年5月に合理的配慮の提供を民間事業主に義務付ける改正障害者差別解消法が、参議院本会議で可決、成立しました。これまで、合理的配慮の義務付けは、国や自治体のみで、民間事業者には努力義務となっていました。今回の改正によって、今後は義務として配慮提供が求められることとなります。

「合理的配慮」とは、障がいのある人から店舗の利用などで配慮をしてほしいと伝えられた場合に、負担が重すぎない範囲で対応することです。

車いす利用者や白杖を持っている人などが困っているときは、声をかけてください。

## ☆☆税理士による税の無料相談会開催のお知らせ☆☆

税に関する相談を下記の日時でお受けいたします。特に、給付金等を申請した方で、税金等の対策を行いたい方はご相談ください。ご相談は無料です。お申し込みは事前に商工会(☎222-2111)担当：平井、高山)まで

◇日 時： 12月3日(金)、10日(金)、17日(金)  
1月7日(金)、17日(月)、25日(火)

※時間はいずれも10時~16時です。

◇講 師：澤田 一弘 税理士



## 年末年始休館のお知らせ

商工会は、**令和3年12月29日(水)~令和3年1月3日(月)**まで休館いたします。年内最後の商品券の換金日は12月28日(火)の10時~16時迄です。

また、年明けは1月4日(火)10時より換金事務を開始いたしますので、お急ぎの方は、お早目に換金をお済ませください。ご理解、ご協力をお願いいたします。



～商工会も、一緒になって会社の未来を考えます！～

# 福岡県事業承継支援 ネットワーク



福岡県では経営者の皆様の事業承継支援を途切れなく進めるために、県内支援機関で構成する事業承継支援ネットワークを構築しています。

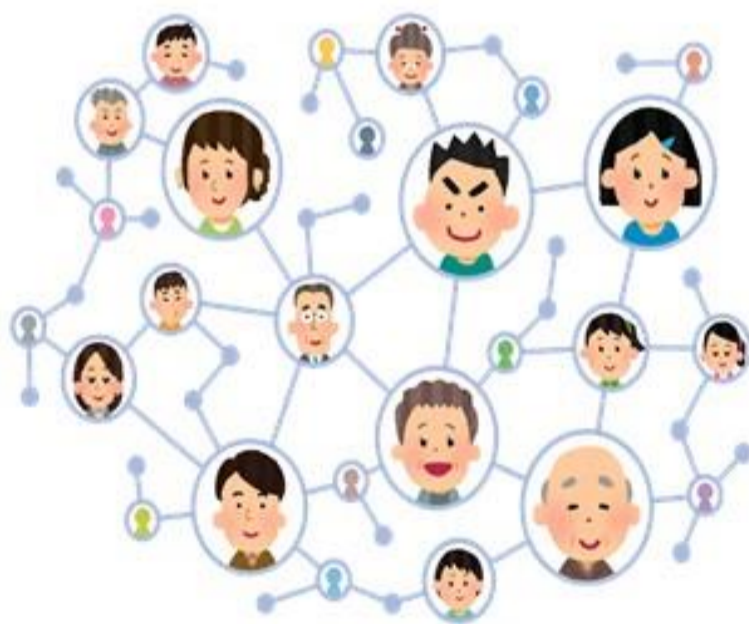
こんなお悩みありませんか？

- ・会社の将来が心配
- ・どこに相談すればいいかわからない
- ・会社の株はどう引き継げばいいの？
- ・後継者（候補）が見つからない
- ・従業員へ継がせるには？
- ・保証人を継がせるのが気になる



ひとつでも当てはまる方は、**事業承継診断（無料）**を受けましょう。

まずは、芦屋町商工会までご相談ください。



〈行政機関〉

- ・福岡県（商工部）
- ・県内60市町村

〈専門家団体〉

- ・九州北部税理士会
- ・福岡県弁護士会

など

〈支援機関〉

- ・事業承継・引継ぎ支援センター
- ・商工会、商工会議所
- ・中小企業団体中央会

など

〈金融機関〉

- ・福岡銀行
- ・西日本シティ銀行
- ・筑邦銀行

など

福岡県事業承継支援ネットワーク事務局（福岡県事業承継・引継ぎ支援センター）  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目9-28  
福岡商工会議所ビル8階 福岡県事業承継・引継ぎ支援センター内  
TEL: 092-441-6922 HP: <https://www.f-hikitsugi.com/>

